

2020年2月20日

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

**「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）」**  
**「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジあり）」**  
**信託終了（繰上償還）（決定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊社投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ファンド「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）」および「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジあり）」（以下「各ファンド」といいます。）の信託終了（繰上償還）につきましては、基準日とした2020年1月23日時点の各ファンドの受益者の皆様を対象にお知らせを行い、2020年2月19日まで議決権の行使を受付けました。

書面決議の結果および繰上償還について、下記のとおりご案内いたします。

皆様のご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、今後ともより一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

## 1. 書面決議の結果

◆東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）

賛成が2020年1月23日時点の受益者の議決権の3分の2以上であったため、可決されました。

◆東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジあり）

賛成が2020年1月23日時点の受益者の議決権の3分の2未満であったため、否決されました。

## 2. 繰上償還について

◆東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）

上記書面決議の結果、予定通り 2020年3月16日をもって信託終了（繰上償還）を実施させていただきます。

◆東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジあり）

書面決議の受益者通知書面でご案内さしあげておりますが、「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）」の書面決議が可決され繰上償還となることから、主要投資対象である「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラスマザーファンド」の運用を維持することができなくなるため、約款第49条第5項の規定による「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」として、予定通り 2020年3月16日をもって信託終了（繰上償還）を実施させていただきます。

なお、償還準備のため、各ファンドは今後すみやかに短期金融資産等の安定運用に切り替えを行ってまいります。

以上